

第 7 回会議でいただいた御意見等について

第 6 回会議での観光振興財源の比較検討等についての議論を受け、事務局による関係者からの意見聴取を実施し、第 7 回会議では財源確保の在り方について議論いただいた。各委員からの主な意見については、以下のとおり。

- 宿泊税を導入している地域では、特にインバウンドの増加によって、オーバーツーリズムや観光公害などの側面が話題となっている。宿泊税の使途は、地域に暮らしている方々の生活面での不便が生じたとき、また、旅行者の快適な旅行のためのインフラ整備であるとか、そういった二面性があると思う。
- ハイシーズンにおいては高単価で宿泊料金を動かしている施設もあるので、額ではなく、率での徴収方法を考えることも検討に値すると考える。
- 特にインバウンドには宮城県が知られていないため、東京から京都の方に行ってしまう、東北の方には行かない。東北の拠点地域はまさに宮城県であり、仙台空港もあるということで、東北の核としてしっかり目を向けてもらうためにも、情報発信を優先的に実施するとよいのではないか。
- 県民に対しても情報を公開していくのは大切であり、宿泊事業者が特別徴収義務者となれば、事業者に向けた対応もこれから必要になってくると思うので、情報公開とは別にしっかりと対応した方がよい。
- 新たな財源の使途については、宿泊旅行者にも、県民にも、事業者にとっても本当に納得できるものでないと、なかなか難しいのではないかと思う。他の方法で課税するのは難しいというのも分かるが、もし宿泊税ということで進むのであれば、かなり低額とか低率、そこから入っていくしかないのではないかと思う。
- 使途として心配なのは、税の使われ方の硬直化であり、権利化や前年度実績という形で固定化されてしまうと、新しいところに予算を配分しなくなった場合に備えて、柔軟な制度上の仕組みも考えておくとよい。
- 20 年程前まで特別地方消費税があったが、宿泊団体の反対で廃止になったという経緯があり、またそういう動きが出てくる可能性もあるのではないかという懸念がある。ただし、宮城県が魅力ある観光地になるためには是非とも協力したいと思っており、最初が肝心だと思うので、慎重に検討を進めてほしい。
- 基本的な考え方に関して、観光振興財源の手立てを考える場合、3つの要素があり、1つ目は、どういう使い道にするのか。2つ目は、その事業を実施するための財源は、どれぐらい必要か規模を決める。3つ目は、その財源の規模を税で負担するならば、その納税義務者、それを負担する人や、徴収する人にとって、必要以上の強い負担感はない方がよいといった点である。つまり、使い道と財源とそれを徴収する際の負担感等も含めた3つのバランスの上に成り立つと言えるので、そのバランスを取るというのが重要だと思う。